

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第12報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 県内 (島根県ホームページより 11月27日公表時点)

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	129人	0人
出雲市	9人	0人
雲南市	3人	0人
益田市	1人	0人
浜田市	2人	0人
安来市	1人	0人
合計	145人	0人

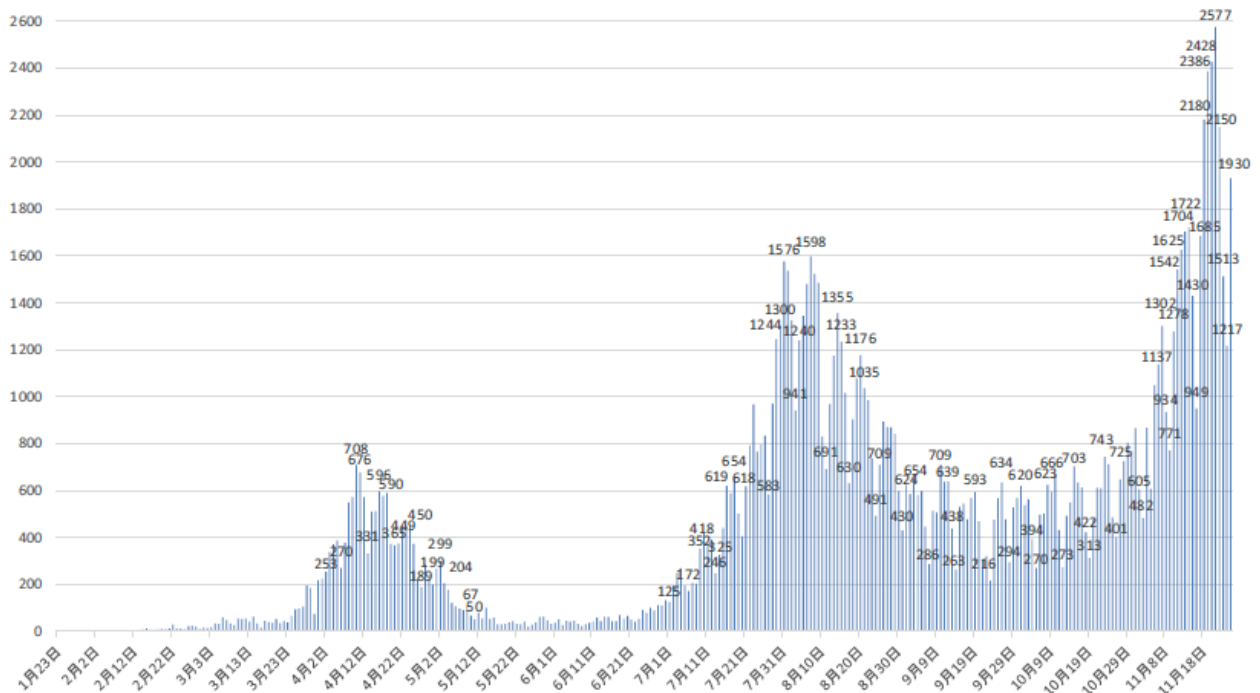
※入院中5人

(2) 国内及び世界 (厚生労働省「報道発表資料」より 11月26日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	137,261人	2,022人
クルーズ船(ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国(190の国・地域)	60,193,175人	1,418,454人
合 計	60,331,148人	1,420,489人

新型コロナウイルス感染症国内発生動向 (報告日別新規陽性者数) 【11月25日時点】

(厚生労働省「報道発表資料」より)



※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
 ※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（計16回開催）

※参考：これまでの開催状況

- ①出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（1月30日）（計3回開催）
- ②出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（3月4日）
- ③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行（4月7日）
- ④新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の廃止（5月25日）

緊急事態宣言の全面解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

（4月16日、4月25日、4月30日、5月7日、5月20日、6月2日、6月12日、7月15日、7月27日、8月24日、9月4日、9月30日、11月20日）

②市長メッセージの発出

（4月8日、4月10日、4月14日、4月20日、4月25日、4月27日、5月15日、5月28日、6月19日、7月15日、7月28日、8月10日、8月14日、11月26日）

③各広報媒体での周知

（広報いずも（6月1日臨時号、10月20日別冊特集号）、市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送）

④新型コロナウイルス感染症対策の啓発用CM動画（11月30日から放送）

⑤関係団体等への情報提供、注意喚起

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

（11月19日現在）

相談内容	相談窓口	相談件数	
		～10/21	10/22～
健康一般相談	健康増進課	712件	5件
特別定額給付金に関する事	政策企画課	約9,043件	0件
町内会、自治会活動に関する事	自治振興課	37件	0件
小学校、中学校に関する事	教育政策課	325件	3件
保育所、幼稚園に関する事	保育幼稚園課	349件	0件
スポーツ、文化活動に関する事	文化スポーツ課	43件	2件
雇用に関する事	産業政策課	25件	0件
中小企業への支援に関する事	商工振興課	1,838件	156件
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収猶予等の相談	収納課 保険年金課 高齢者福祉課	663件	63件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	32件	2件
市営住宅の減免に関する事	建築住宅課	25件	0件
市営住宅の提供に関する事	建築住宅課	7件	0件
その他（防災安全課、各行政センター等）		357件	1件
合計		約13,456件	232件

※10/22～：新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（第11報）の報告以降

※一般相談窓口の開設曜日・時間

4月10日～4月24日：	平日	8:30～17:00
4月26日～5月17日：	土日休日含む	// ～20:00
5月18日～7月14日：	平日	// ～17:00
7月15日～8月16日：	土日休日含む	// ～20:00
8月17日～現在：	平日	// ～17:00

（4）庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・昼休みなどに来庁している業者の入庁制限の実施
- ・職員等に対し、感染防止策（マスク着用、手洗いの徹底）、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ（COCOA）の導入、会合・会食は、利用施設での換気や消毒など感染防止策が講じられている場所を利用


（5）市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

- ##### ②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の期間の延長について（11月27日）

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

時期	収容率		人数上限
現行 9月19日 ～11月30日  延長 12月1日 ～2月28日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	大声での歓声・声援等が想定されるものとしうるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
100%以内 [席がない場合は適切な間隔]	50% (※) 以内 [席がない場合は十分な間隔]		

(※)ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(注) これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

(6) 出雲市防災訓練（9月1日実施）の対応

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年よりも規模を縮小して実施
- ・避難所設置訓練については、感染症対策を講じた、避難所の設置、避難者の受入れ、運営等の訓練を実施

(7) 出雲ホテル連絡協議会との災害協定の締結（10月12日）

災害時における指定避難所への避難者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い又は感染したとき重症化するリスクがある特段の配慮が必要な方に対し、出雲ホテル連絡協議会加盟ホテルの空室を避難先として活用する。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計） (単位：千円)

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計） (単位：千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	17,900,000	①特別定額給付金事業	17,599,000
		②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
		③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
【第2弾】 5月補正 (第2回)	1,300,000	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
		②地域商業等再起支援事業	100,000
		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ICT教育環境整備事業	577,600
		⑪学力向上推進事業	6,000
		⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
⑬庁舎等管理費	7,900		
	減額補正	▲56,200	

【第3弾】 6月補正 (第4回)	1,000,000	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
		②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
		③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400
		④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
		⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
		⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業	286,000
		⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
		⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
		⑨防災対策費	50,000
		⑩デジタルファースト推進事業	15,000
		⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
		⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
		⑬意思疎通支援事業	1,000
		⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000
【第4弾】 7月補正 (第5回)	2,000,000	①地域商業等再起支援事業（追加）	600,000
		②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券 発行事業（追加）	270,000
		③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
		④各種児童福祉施設管理運営費	98,000
		⑤生活資金支援給付金事業（追加）	36,000
		⑥ICT教育環境整備事業（追加）	464,000
		⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
		⑧学校図書館活用事業	15,000
		⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生 用品等の購入費（追加）	45,400
		⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
		⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
【第5弾】 9月補正 (第7回)	400,000	①一畑電車活性化事業	53,400
		②出雲生活バスサービス事業	77,150
		③出雲空港整備利用促進事業	3,350
		④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
		⑤修学旅行費支援事業	18,000
		⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援 協力金事業	131,700
		⑦乳幼児健康診査事業	2,900

		⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	9,500
		⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立(追加)	4,000
【第6弾】 12月補正 (第8弾) (案)	240,000	①各種指定管理施設管理運営費	99,800
		②民間譲渡施設特別支援給付金事業	5,000
		③市長・市議会議員選挙費	3,300
		④地域生活支援事業等受入体制強化事業	8,600
		⑤生活資金支援給付金事業(追加)	26,000
		⑥私立認可保育所特別事業補助	23,000
		⑦校舎リフレッシュ事業(小学校・中学校)	202,600
		⑧決算見込に基づく減額補正	△128,300

令和2年度(国民健康保険事業特別会計)

(単位:千円)

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第5弾】 9月補正 (第1回)	8,000	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金	8,000

(2) 各種支援事業の給付状況等

(11月19日現在 金額単位:円 執行率:%)

事業名	事業開始日	件数	金額	予算執行率
特別定額給付金事業	5月7日	66,932	17,463,400,000	99.9
子育て世帯臨時特別給付金事業	6月1日	13,609	239,960,000	95.98
住居確保給付金	平成27年 4月1日	26	4,039,100	100
ひとり親世帯等臨時給付金(市制度)	7月8日	1,228	81,040,000	95.34
ひとり親世帯等臨時給付金(国制度)	8月3日	2,001	124,550,000 (11月末支払予定含む)	52.66
生活資金支援給付金	5月26日	815	65,485,000	94.4
住居確保困難者支援給付金	5月26日	22	1,980,000	73.3
傷病手当金	5月12日	0	0	—
徴収猶予(個人)	5月14日	56	10,690,408	—

徴収猶予（法人）	5月14日	53	123,064,400	—
水道料金・下水道使用料の 支払猶予	5月1日	32	456,236	—
市営住宅家賃の減免	5月21日	7	143,100	—
国民健康保険料の減免	6月18日	113	28,921,424	—
後期高齢者医療保険料の 減免	5月1日	4	315,170	—
介護保険料の減免	6月18日	54	4,349,511	—
就学援助事業（昼食費補 助）	6月1日	1,728	13,771,000	100
出雲市中小企業等緊急支 援給付金	5月26日	3,234	435,000,000	52.7
出雲市中小企業信用保証 料補助金	4月1日	107	14,156,644	50.6
地域商業等再起支援事業 補助金	6月15日	1,028	514,356,000	73.5
出雲市商工団体等事業継 続支援活動補助金	5月26日	15	8,873,000	88.7
農林水産物販売活動支援 補助金	5月26日	9	5,000,000	100
タクシー事業者等特別支 援給付金	7月1日	16	20,750,000	100
宿泊施設特別支援給付金	7月1日	63	46,500,000	83.9
出雲の飲食店応援プレミ アム付食事券発行事業	8月7日	販売組数 100,000	各世帯向け発行金額 500,000,000	食事券発行率 100.0
観光業応援クーポン発行 事業	8月1日	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 150,000,000	配付率 100.0
妊産婦支援給付金事業	6月30日	1,835	36,700,000 (11月末支払予定含む)	79.8

（3）新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（6月1日～）

（11月19日現在 金額単位：円）

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	65	5,006,206

4. 市内の状況

(1) 各部署が把握している市内の状況

部署	市内の状況（影響）
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の状況【利用率は徐々に回復】（11/20 現在） (1)出雲縁結び空港： <ul style="list-style-type: none"> JAL東京線 現在4往復運航 ※年末年始は5往復運航 大阪線 現在3往復運航 福岡線・隠岐線 通常運航中 FDA名古屋線・静岡線・仙台線 通常運航中 神戸線 運休 (2)JR：通常どおり運行中 (3)一畑電車：通常どおり運行中 (4)高速・空港連絡・観光バス：一部運休 (5)市内路線バス：通常どおり運行中 ・コミュニティセンターは、感染防止策を図りつつ、住民を集めて行う主催事業を徐々に再開。コミュニティセンターの貸館や団体支援業務についても、感染防止策について市からの情報を提供し、対応可能なものから再開 ・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止 （アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市）
総務部	<p>【市内の私立高校・中学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲北陵高校、中学校：非接触型の体温測定装置を生徒昇降口に2台設置し、自宅での検温を忘れた生徒に使用させている。手洗い、マスク等の対策を徹底する。 ・出雲西高校：生徒・教員ともに毎朝の検温を義務付け、メールで報告させている。手洗い、マスク等の対策を徹底する。 <p>【市内の専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校：実習を控えている学生には、2週間前から、県外及び隠岐地域への帰省や旅行等を禁止している。 ・出雲コアカレッジ：咳エチケット、手洗い、マスク、3密を避ける等の対策を徹底している。 ・出雲医療看護専門学校：実習を控えている学生には、帰省や旅行等を禁止し、毎日の健康観察とその報告を義務付けている。 <p>【市内の大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学医学部：実習生以外の構内立ち入り禁止を継続中で、オンライン授業が中心である。対面授業で立ち入る場合は、学生証をカードリーダーに読み取らせることで入構時刻及び帰る時刻を記録するほか、過去2週間の健康管理票を提示させる。 <p>帰省等で国内移動をする際は、事前に移動届の提出を義務付けている。学校が指定する「感染注意地域（11月20日現在、4都道府県）」に滞在した場合は、帰県後10日間は自宅待機し健康観察を行う。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県立大学出雲キャンパス：帰省や旅行等をする際は、事前に移動予定を提出し、理由・期間・移動先を報告する。実習を控えている学生は2週間前から出雲市内に留まり、毎日の健康観察と感染症対策を徹底する。 ・学校が指定する「特別感染警戒地域（11月22日現在、34都道府県）に滞在した場合は、帰県後2週間は自宅待機し健康観察を行った後登校する。その間はアルバイトも禁止し、他者との接触を極力控える。
財政部	<p>【日曜納税相談の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 8月2日（相談者：5名） ③10月4日（相談者：2名） ② 9月6日（相談者：3名） ④11月1日（相談者：7名） ※ 4月5日、5月10日、6月7日、7月5日は中止
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に休業している福祉サービス提供事業所 なし（11/19時点） ・自主的に休業している介護保険サービス事業所 1法人1事業所(11/19時点) ・緊急小口資金（特例）申請数 593件(11/19時点) ・総合支援資金（特例）申請数 337件(11/19時点) ・住居確保給付金 申請数 27件(11/19時点) ・「通いの場（92団体）」について、4団体が活動を自粛中（11/19時点）
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター：各施設が最大限感染症対策に努めながら、通常どおり開所している。
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が22件あった。 ・生涯学習講座は8月から再開しているが、島根県立大学出雲キャンパスと共催する講座は今年度すべて中止とした。 ・市立図書館全館では、4月20日から5月31日まで、一部のサービスについて利用制限を実施し、6月1日に制限を解除した。利用制限期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少した。 ・出雲弥生の森博物館、荒神谷博物館は、利用制限していた体験コーナーなどの施設・サービスを7月6日から一部を除き再開した。また、10月15日には、博物館ガイドなどの利用制限を一部緩和した。 ・令和3年成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、2会場それぞれで午前午後2回開催することとし、新成人の保護者の入場制限、来賓の人数減、例年実施しているアトラクション、及び歓談は実施しないなど式典規模を縮小し、令和3年1月10日（日）に開催する。 ・令和3年3月7日（日）に開催予定の第40回出雲くにびきマラソン大会は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、大会開催を1年延期することとし、代替大会として、規模縮小や様々な感染症対策を図り「2021出雲くにびきミニマラソン大会」を開催する。

(1) 市内の経済状況

① 商工業への影響

- ・ホームセンターでは、11月の売上が前年同月と同程度となっている店舗がある。この業界では、年度前半は好調であったが、年度後半になってから売上の伸びが落ちている状況である。
- ・飲食店、旅館、ホテル等に納入している食料品卸売業においては、11月前半の売上について、Go To トラベルの効果で前年比9割程度まで伸びたが、11月後半以降は、全国の感染拡大の影響もあって宿泊・忘年会のキャンセルが入り、売上減少を懸念している事業者がある。
- ・飲食業では、11月の売上について、前月と同様に市・県の食事券等の利用もあり、昼は前年よりも良いが、夜は宴会が少なく前年比8割程度という店舗がある。
- ・出雲市駅北口前（代官町）の飲食店の11月の売上（各店舗平均）は、居酒屋で前年比8割程度、スナック・バーなどで前年比5割程度とのことである。居酒屋では、市・県の食事券、観光応援クーポン、Go To イートなどが売上の下支えとなり、大変助かっているとの声があった。
- ・市内の大型宴会場のある施設での忘年会の予約申込については、前年比3割程度に留まっているとのことである。
- ・自動車関連を含め、製造業においては、操業度や売上げがおおむね回復傾向にある。
- ・住宅建築工事を請負う建設業においては、新型コロナウイルス感染拡大による4月～6月の営業活動の自粛が影響し、11月の資金繰りが厳しく、県制度融資等を活用している事業者がある。この事業者は、最近では契約件数が増え、来年1月以降の経営は安定していく見通しを立てている。

② 観光への影響

出雲大社周辺の観光入込客数について

- ・6月 前年比約5割。
- ・7月 4連休の影響もあり、前年比約8割まで回復。
- ・8月 今夏のお盆は、帰省を自粛する、不要不急の外出を自粛するムードがあり、前年比約6～7割程度。
- ・9月 前年比約8割。
- ・10月 Go To トラベル「地域共通クーポン」開始の効果もあり、前年並みまで回復。
- ・11月 前月から引き続き前年並みを維持。

(2) 市内の雇用情勢

- ・9月の有効求人倍率は、1.18で前月（1.19）から微減し、前年同月比では0.52ポイント下回った。
- ・9月の人員解雇数は、7事業所29人で2か月ぶりに20人を超え、引き続き注視が必要である。
- ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、2月まで「引き続き改善している」とされていたところ、3月には「改善の動きが弱まっている」となり、4月以降は「注意を要する状況にある」とされる判断が続いている。

農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産関連の取引価格が下落していたが、回復傾向（枝肉、子牛、生乳） ・切花の需要減少により、価格低下が続いていたが、回復傾向 ・木材価格や製紙用チップ、合板用原木の出荷量の低迷が続いている。 ・住宅見学会の開催などの営業活動が平常状態に戻りつつある。 ・魚価は回復傾向
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小・中学校について 各校が、授業、運動会等各種行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。（第十報以降変更なし）
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の活動について 災害活動、車両・ポンプ点検、警戒巡回、必要と認める会議及び部・分団単位での訓練を実施する。 その他の活動については、方面隊長及び分団長と協議する。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱外来・検査センター」の設置（12月1日から運用開始） ※発熱患者の診療、検査を行う

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2月25日）
- ③政府対策本部会議：計47回開催（11月26日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計17回開催（11月26日現在）

(2) 法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

- ①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（3月14日）
- ②緊急事態宣言の発令（4月7日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
- ③緊急事態宣言の区域変更（4月16日）
 - ・対象期間：4月7日～5月6日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県
 - ・特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
- ④緊急事態宣言の延長（5月4日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日（特定警戒都道府県以外は、4月16日～）
 - ・対象地域：全都道府県（変更なし）
 - ・特定警戒都道府県：13都道府県（変更なし）
- ⑤緊急事態宣言の区域変更（5月14日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県
 - ・特定警戒都道府県：上記8都道府県
- ⑥緊急事態宣言の区域変更（5月21日）
 - ・対象期間：4月7日～5月31日
 - ・対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県
 - ・特定警戒都道府県：上記5都道府県
- ⑦緊急事態宣言の解除（5月25日）
- ⑧基本的対処方針の決定（3月28日）
- ⑨基本的対処方針の変更（4月7日、11日、16日、4日、5月14日、21日、25日）

(3) 感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

- ①国民への情報提供、注意喚起
- ②各種コールセンターの設置、Q&Aの公開、随時更新
- ③指定感染症、検疫感染症の指定（2月1日）
- ④水際対策の強化（検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等）
- ⑤クラスター対策班の設置（2月25日）
- ⑥全国クラスターマップの公表（3月15日）

⑦マスク対策

- ・メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制（3月15日）
- ・国によるマスクの緊急配布：介護施設、医療機関、学校、妊婦、全世帯等

⑧病床確保と人工呼吸器等の整備支援

⑨検査体制の強化

- ・PCR検査の保険適用（3月6日）、PCR検査設備の民間等への導入支援
- ・唾液を用いたPCR検査の導入（6月2日）
- ・抗原検出用キットの薬事承認（保険適用）（5月13日）
- ・無症状者の唾液を用いたPCR検査等の活用を可能に（7月17日）
- ・行政検査（PCR検査、抗原検査）の検体に「鼻腔拭い液」を追加（10月2日）

⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援

⑪新型コロナウイルス感染症の治療薬として「レムデシビル製剤」を特例承認（5月7日）

⑫新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂（5月8日）

⑬業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの公表（5月14日）

⑭退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し（5月29日）

⑮抗体保有調査の実施（6月1日～7日）

無作為抽出の一般住民 7,950名（東京都1,971名・大阪府2,970名・宮城県3,009名）

【調査結果】抗体保有率 東京都：0.10%、大阪府：0.17%、宮城県：0.03%

⑯「接触確認アプリ COCOA」のリリース（6月19日）

⑰「デキサメタゾン」を治療薬として、厚労省の診療の手引きに追加掲載（7月17日）

⑱今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安を通知（8月7日）

○各都道府県で今後想定される感染状況とステージ移行を検知する指標

【ステージ1】 感染散発的発生	【ステージ2】 感染漸増	【ステージ3】 感染急増	【ステージ4】 爆発的感染拡大
①病床のひっ迫具合 病床全体 重傷者用病床		最大確保病床の 占有率 1/5 以上 現時点の確保病床数の 占有率 1/4 以上	最大確保病床の 占有率 1/2 以上
②療養者数		人口 10 万人当たり 全療養者数 15 人以上	人口 10 万人当たり 全療養者数 25 人以上
③PCR 陽性率		10%	10%
④新規報告数		人口 10 万人当たり 15 人以上(1 週間)	人口 10 万人当たり 25 人以上(1 週間)
⑤直近一週間と先週一週間の比較		直近一週間が多い	直近一週間が多い
⑥感染経路不明割合		50%	50%

※この指標は目安であり、これらの指標を持って機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断して、感染の状況に応じて積極的にかつ機動的に対策を講じる。

- ⑱接触確認アプリ（COCOA）で接触通知を受けた人は行政検査対象（8月21日）
- ⑳文部科学大臣から「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止に向けたメッセージ」を発出（8月25日）
- ㉑マスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除（8月29日）
- ㉒政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定（8月28日）
- ・感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し
 - ・検査体制の抜本的な拡充
 - ・医療提供体制の確保
 - ・治療薬、ワクチン
 - ・保健所体制の整備
 - ・感染症危機管理体制の整備
 - ・国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充
- ㉓新型コロナウイルス感染症に関する外国語対応ホームページの開設（9月1日）
- 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、やさしい日本語
- ㉔各都道府県に「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を通知（9月4日）
- ㉕各都道府県に「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」を通知（9月11日）
- ㉖Go To トラベル事業について、対象外としていた「東京都が目的地の旅行、東京都に居住する者の旅行」を10月から支援対象とする。（9月11日）
- ㉗国際的な人の往来再開に向けた段階的措置
- ・現行の水際措置を維持した上で、10月1日から、ビジネス上必要な人材に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可する。（防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留める。）
 - ・海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の運用開始（10月8日）
 - ・海外への短期出張や日本居住外国人の再入国について、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間の待機緩和を認める（11月1日）
- ㉘新型コロナウイルス感染症対策の観点からの年末年始の在り方（協力依頼）（10月23日）
- ・年末年始における休暇の分散取得
 - ・感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」
- ㉙新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置の見直し（10月24日）
- 季節性インフルエンザの流行期を見据え、重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトしていく観点から、入院勧告・措置の対象を明確化
- ㉚新型コロナウイルスのワクチンについて、基本合意済みの2社（ファイザー社、アストラゼネカ社）に加え、モデルナ社と契約締結（10月29日）
- ㉛各都道府県に冬季における感染防止策として「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」を通知（11月11日）
- ㉜イベント開催制限の期間の延長（令和3年2月末まで）及び感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化（11月12日）
- ㉝新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の創設（11月17日）

⑭各都道府県に「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について」を通知（11月19日）

⑮Go To キャンペーン事業の感染が急増している地域での運用見直し（11月21日）

（4）緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

①緊急対応策【第1弾】（2月13日） 予備費103億円を講じ、総額153億円の対応
帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等
への緊急対応、国際連携の強化等

②緊急対応策【第2弾】（3月10日） 財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円
感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への
対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等

③緊急経済対策（4月7日） 財政支出39.5兆円程度、事業規模108.2兆円程度
（4月20日変更） 財政支出48.4兆円程度、事業規模117.1兆円程度

第1次補正予算（4月30日成立） 補正額約25.7兆円

感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、
次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、今後の備え

④第2次補正予算（6月12日成立） 補正額約31.9兆円

雇用調整助成金の拡充等、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体
制の強化、その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、
低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他）、新型
コロナウイルス感染症対策予備費

⑤新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（閣議決定）

月 日	内 容	支出額
5月19日	学生支援緊急給付金の創設	531億円
5月26日	医療報酬上の特例的措置、医療機関へのマスク等配布	1,839億円
8月7日	持続化給付金、緊急小口資金、検疫体制の強化	1兆1,257億円
9月8日	ワクチンの確保	6,714億円
9月15日	病床・宿泊施設の確保、医療機関支援、緊急小口資金	1兆6,386億円
10月16日	雇用調整助成金、サプライチェーン国内投資促進策等	5,492億円

6. 県の主な対応状況

（1）県対策本部等

①危機管理対策本部の設置（1月30日）

②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置（3月26日）

県対策本部会議：計18回開催（11月27日現在）

（2）感染拡大防止策・医療提供体制の整備

①しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置

（一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化）（6月1日～）

②島根県病床確保計画の策定（7月9日公表）

・入院病床：200床＋予備53床（指定医療機関及び入院協力病院：22機関）

・宿泊療養：98室（玉造国際ホテル45室、県立少年自然の家20室、

県立青少年の家サンレイク33室）

- ③令和2年度における建設工事等入札参加資格者名簿の作成延期（7月6日）
- ④全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合の事前相談対応（7月10日）
- ⑤「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」の改訂（8月18日）
- ⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた山陰両県共同宣言（8月19日）
 - ・積極的疫学調査の連携
 - ・PCR検査の協力
 - ・クラスターが複数発生した場合等における、保健師等の派遣、病床の融通
- ⑦インターネット上への写真の無断掲載や誹謗中傷の書き込みについて、法務局に行政通報（8月21日）
- ⑧今冬のインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制の整備（11月1日～）

今冬のインフルエンザの流行に備え、新型コロナウイルス感染症も含めた相談・診療・検査が地域で適切に提供できるよう、発熱などの症状がある患者が保健所に相談することなく、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に直接電話をして受診できる体制を整備

(1)発熱などの症状がある場合

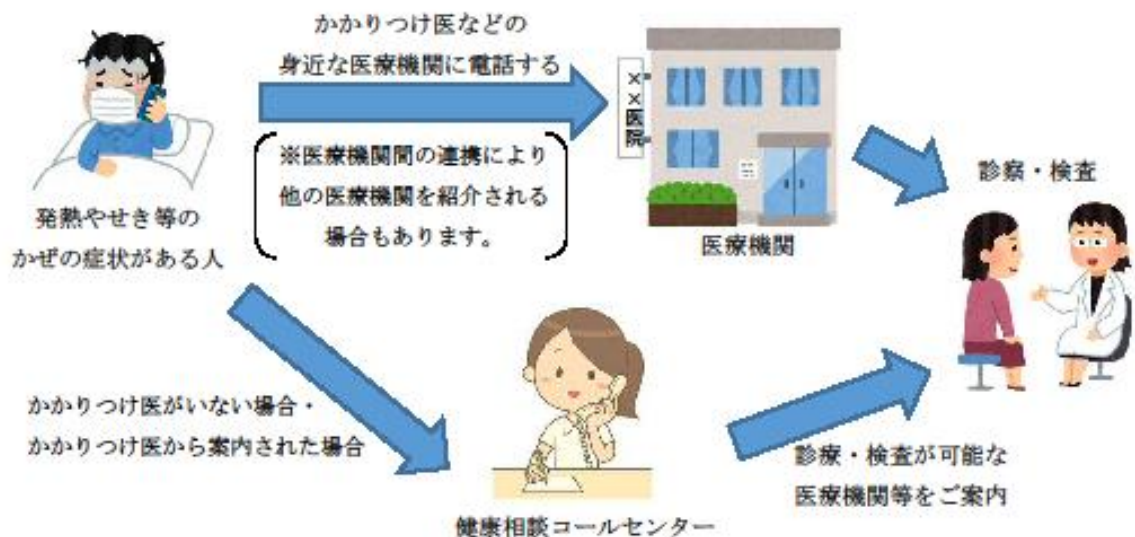
⇒まずは、かかりつけ医へ電話で相談

(2)かかりつけ医がない、かかりつけ医で受診できない場合、受診すべきか迷う場合

⇒「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」へ電話で相談

○発熱などの症状がない場合であっても、新型コロナウイルスの感染の不安がある方や、患者と接触した方、感染予防策などの一般的な相談をしたい方については、従来どおり「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」へ電話する。

《イメージ図》



⑨検査件数の公表方法の変更（11月1日～）

新たな診療・検査体制への移行に伴い、受診・検査できる医療機関が大幅に増加し、検査の裾野が広がったことから、感染者の確認されない場合は、週ごとにまとめられた検査件数を、翌週にまとめて公表

⑩中国地方知事会「新型コロナウイルス感染症対策本部行動宣言」および「緊急メッセージ」の採択（11月17日）

⑪イベント開催制限の期間の延長（令和3年2月末まで）（11月20日）

⑫PCR検査、抗原検査体制

・PCR検査能力

県保健環境科学研究所+島根大学医学部附属病院：116検体/日（8月以降）

・抗原定量検査能力

県保健環境科学研究所：300検体/日（8月下旬以降）

・県内検査件数：6,772件（11月27日公表時点）

※内訳：（直近）

（単位：件）

月日	県内検査件数	
		うち陽性
～10月31日	6,281	141
11月1日～8日	97	0
11月9日～15日	120	0
11月16日～22日	274	1
11月23日～27日	今後公表予定	3
計	6,772	145

（3）新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算(千円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資資金は3月専決に先立って制度創設	214,270
R2	4月専決 (4月30日)	(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774,066
	5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724,345
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391,101

	7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214,448
	9月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 (1)医療提供体制の強化 (2)学校等における感染防止・学習環境の確保 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 (1)県内経済を守る施策 (2)県民による県内消費を喚起する施策 (3)県内経済を回復させる施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 (1)県行政の体制強化等 (2)県立施設の感染症対策	10,833,364
	11月補正	【追加対策】 4,139百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 (1)医療提供体制の強化 (2)学校等における感染防止・学習環境の確保 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 (1)県民による県内消費を喚起する施策 (2)県内経済を回復させる施策 III. 県民生活の支援 【減額補正等】 ▲482百万円	3,657,171

(4) 県民への要請

県内の患者発生状況及び全国の感染状況を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請

(令和2年11月25日)

(基本的な感染症対策の徹底)

県民の皆様へは、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」に注意し、引き続き、

- ① 「三つの密」の回避
- ② 「人と人との距離の確保」
- ③ 「マスクの着用」
- ④ 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に継続して取り組むようお願いいたします。

(冬季における換気等の徹底)

冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」に示されたとおり、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いいたします。

(感染拡大地域への移動)

北海道、東京都、大阪府、沖縄県など、感染が拡大している地域へ移動する際には、感染予防を徹底し、十分に注意してください。

(飲食店の利用)

飲食店の利用について、

- ① アルコールを伴う飲食については、各店舗において、感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、また、県民の皆さまにも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、特に、大声を出さない、間隔を空けて座るなどの点に注意していただくようお願いいたします。
- ② また、引き続き、県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えてください。

(接触確認アプリの活用)

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

(感染症拡大予防ガイドラインの実践)

感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」が作成され、公表されています。事業者の方は、「感染拡大予防ガイドライン」を再度ご確認のうえ、徹底して実践いただきますよう、重ねてお願いします。

(感染された方などに対する偏見や差別防止のお願い)

感染された方やその関係者などに対する、インターネットやSNSなどでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

県としましては、県民の皆様方の命と生活や、県内事業者を守るため、全国の感染状況等を注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと密接に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の強化、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

全国の感染状況を踏まえ、県民に対し、以下を要請（令和2年11月26日）

北海道札幌市や東京都のように、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域への移動については、改めて必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。

なお、仕事や就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの移動は控えていただく必要はありません。

また、すでに予約した旅行などについては、キャンセル料を負担してまで、取りやめていただく必要はありません。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面①

飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面②

大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、屋間の通常の食事比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド^{※1}はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要^{※2}。）
 - ※1 フェイスシールドはもとマスクと併用し服からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン[★]を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン[★]の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。
【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれも引き継ぎ守ってほしいこと】
 - ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
 - ・集まりは、少人数・短時間にして。
 - ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
 - ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイリスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)

○「5つの場面」[※]「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
○3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

○飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

